

## 刊行にあたって

本書は、2011年4月6日にご病気により亡くなられた、私たちの敬愛する故長尾治助先生（立命館大学名誉教授・法学博士）の追悼のため、長尾治助先生と共に研究に励み、またその教えを賜った研究者・法曹実務家が集い、編纂した論文集です。本書の構成については後に述べることとし、まず長尾先生について紹介するとともに私たちの思いを書き記すことにしたいと思います。

長尾治助先生は、1932年3月21日に東京でお生まれになりました。早稲田大学大学院を修了された後、東京外国语大学、弘前大学を経て、1976年4月に立命館大学法学部に教授として赴任され、以後、1997年3月に定年退官されるまで、同大学で研究と教育に携わられ、大きな成果を上げられました。定年退官後は、一方で専任教師として教育にも引き続き従事されながら、他方で実務家法曹（弁護士）として、特に消費者問題の解決に献身的に取り組んでこられました。

長尾先生のご研究は、民法および消費者法の幅広い分野に及びます。民法の分野では、特に早い時期から、英米法を比較法的な素材としながら、契約理論（約因論、代理論、契約責任論）のご研究に取り組まれました。現在、日本では、民法（債権関係法）の大改正に向けた議論が進行していますが、そこで大いに議論されている、債務不履行における帰責の問題などについても、いち早く研究に着手され、学会に大きな刺激をもたらされました。先生のご業績については、巻末にまとめて掲載していますが、たとえば、『債務不履行の帰責事由』（有斐閣、1975年）、『表見代理論序説』（成文堂、1971年）などを、この分野の代表作として挙げることができます。

また、長尾先生は、特に1972年度に文部省在外研究員としてロンドン大学で研究をされてからは、日本における消費者法研究の必要性を提唱され、消費者法の多様な問題領域につき自ら精力的に研究を進められ、その成果を発表し

てこられました。同時に、その隣接領域である広告法の研究にも力を注いでこられました。この分野における先生のご業績は、『英國消費者私法の研究』（成文堂、1974年）、『約款と消費者保護の法律問題』（三省堂、1981年）、『消費者信用法の形成と課題』（商事法務研究会、1984年）、『広告と法』（日本評論社、1988年）、『消費者保護法の理論』（信山社、1992年）、『消費者私法の原理』（有斐閣、1992年）などをはじめ、枚挙にいとまがないほどです。これらのご研究をとおして、先生は、消費者法の普及と発展に非常に大きな役割を果たされました。

このようなご研究は、学界で高く評価され、先生は、日本私法学会、日本被害者学会、日本広告学会などの理事を歴任されました。2000年の消費者契約法の制定、2009年の消費者庁の発足、同年の日本消費者法学会の発足なども、長尾先生のこのようないご研究とそれによる学会での議論の発展があったからこそ実現したものと思われます。

さらに、先生は、消費者法の発展のために、この分野における国際的な協調の必要性、および理論と実務の連携の必要性を説いてこられました。1994年8月には、立命館大学法学部と近畿弁護士連合会、京都弁護士会、大阪弁護士会および国際消費者機構（現在の、Consumer International）の共催により、国際学術交流・消費者法日本セミナー（「激動期における消費者法の国際動向」）が開催され、学者・実務家・行政の各立場において第一線で活躍されている国内外の報告者による研究報告が行われましたが（その概要は、『消費者法の国際化』（日本評論社、1996年）参照）、この国際会議の開催についても、長尾先生は中心的な役割を担われました。また、大学を定年退官された後、自ら弁護士として、消費者被害の予防と救済の実践にも精励されたことは、先に述べたとおりです。

先生は、ほっそりと小柄で、お人柄も、いつも温かく穏やかであり、まるで伝統的な英国紳士のようでした。決して他人に指図や説教をされるタイプの方ではなく、しかしこちらから相談をもちかけると、いつも真摯に対応して下さいました。一見すると、この穏やかな先生のどこから、消費者問題の解決に向けた大きなエネルギーが沸いてくるのかが不思議なほどでしたが、長尾先生の晩年の隨筆などから、先生が、そのご研究を、社会に対する自らの任務と認識してこられたことが明らかにうかがわれ、あらためて尊敬の念を強く覚えまし

た。

今日の消費者法学の基礎を築いて来られた大きな存在を失い、深い悲しみを覚えます。ここにあらためて、これまでのご教示に感謝申し上げるとともに、先生のご冥福をお祈り申し上げます。

次に、本書の構成と内容について簡単に紹介しておきます。本書のタイトルは、『消費者法と民法』であり、これは先ほど紹介した長尾先生のご業績の中心部分が消費者法と民法であること、また、それに関係した論稿を本書に収録したことを表しています。本書は4部からなります。

第I部「民法と消費者法」には、消費者法と民法の方向性に関わる論稿として、鹿野菜穂子「約款の透明性と組入要件・解釈・内容コントロール——民法および消費者契約法の改正へ向けて」、河上正二「約款法と消費者法」、谷本圭子「消費者概念の法的意義」、中田邦博「民法総則の現代的意義と民法改正」が収録されています。ここでは、近時の民法・債権法の改正作業にも関わる問題として、民法との関係を意識しつつ、消費者契約法のあり方、約款規制のあり方、消費者概念が問われ、また民法典の編纂方針などの議論が扱われています。

第II部「消費者契約の勧誘規制」では、消費者被害を未然に防止するために重要な手段となる勧誘規制が扱われています。宗田貴行「不招請勧誘規制の課題」、後藤隆志「インターネット広告における広告主・媒体業者の責任」、川地宏行「金融商品取引における適合性原則と錯誤無効」の論稿によって、それぞれ契約の勧誘プロセス規制、勧誘者の責任、契約の有効要件が扱われています。

第III部「消費者紛争における契約法と不法行為法の展開」では、消費者紛争の解決に契約法および不法行為法の法理が活用されていることを踏まえて、それらの法理に依拠した解決の方向性とその問題性を明らかにする論稿が収録されています。古谷貴之「消費者売買における追完の範囲と限界をめぐる問題——欧州司法裁判所2011年6月16日判決を中心に」、増成牧「居住用建物賃貸借契約における更新料特約について」、池本誠司「割賦販売法改正後の販売信用・決済に関する論点」、齋藤雅弘「投資・利殖取引にみる消費者被害救済の隘路」、高島英弘「医療と消費者」、松本克美「建築施工者等の建物の品質確保義務と

不法行為責任——安全性瑕疵限定論の批判的検討」、吉村良一「薬の副作用と表示上の欠陥——イレッサ薬害訴訟におけるメーカーの責任を中心に」の論稿は、それぞれ、売買、賃貸借、消費者信用、投資取引、医療契約、不動産取引、薬害など広範な領域にわたり、消費者法の現代的な展開を示すものとなっています。

第IV部「消費者の救済」では、社会問題化した消費者被害の適切な救済方法を構築する論稿として、中井美雄「適格消費者団体による差止請求権の意義」、松本恒雄「消費者被害の賠償・返金と不当収益の剥奪——被害救済とコンプライアンス促進との有機的結合に向けて」、後藤巻則「貧困ビジネス被害とその救済——「無料低額宿泊所」被害を中心として」、寺川永「ドイツにおける消費者紛争ADRの現状と課題」が収録されています。なお、巻末の長尾治助先生の略歴および業績一覧については谷本圭子教授に作成していただきました。

本書には、民法・消費者法の研究・教育またその実践に関わる第一線の研究者・実務家による論稿が収められています。多忙な中、寄稿して下さった執筆者のご協力に、編者として心から感謝いたします。また、本書が長尾先生による消費者法および民法への貢献を少しでも引き継ぎ、その発展に役立つものとなれば幸いです。

本書の刊行にあたっては、長尾治助先生ご令室の長尾基子様より立命館大学法学部が受けた寄付金から出版助成の支援を得ることができました。このことを記して、長尾基子様、また、本書の刊行にご配慮いただいた同大学の竹濱修法学部長に心からお礼申し上げます。最後に、本書の刊行については、法律文化社、また同編集部の小西英央氏に大変お世話になりました。この場を借りて感謝の意を表します。

執筆者を代表して

鹿野菜穂子

編 者 中田 邦博

松本 克美